

○ 西いぶり広域連合職員の育児休業等に関する条例

平成12年3月28日
条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（同法第12条において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室蘭市条例の準用)

第2条 この条例の施行については、室蘭市職員の育児休業等に関する条例（平成4年室蘭市条例第3号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。